

【続】『氷山事件』は怒っている

—商標法第4条第1項第11号「商標の類似」と「取引の実情」について—



会員 松田 治躬

要 約

3年前、当パテントに『『氷山事件』は怒っている』の原稿を掲載した、商標法第4条第1項第11号の審判・判決等で、「称呼同一だが非類似」なる商標制度の本旨に反すると思われる判断が横行し、このままでは、先願主義・審査主義が崩壊してしまうとの危惧から述べたつもりであったが、火に油を注いだのか、その後急激に増えつつある現状に直面し、再度続編を記載してみた。前回と重複する部分も若干あるが、前回と併せて読んで頂ければ幸いである。また、私が指摘する理由以外の上記判断を正当とする理由が存するのであれば連絡を賜りたい。

1. 序

3年前の2005年9月号のパテント(Vol. 58 No. 9)に「氷山の一角『氷山事件』は怒っている」の原稿を掲載し、特許庁の審判事件で判断された商標法第4条第1項第11号（以下「11号」と省略記載する）の「先・後願の類否」に関するかなり多くの審決が、下記のように、

「称呼は類似（同一・近似）であるが、」
「外観・観念において著しく相違するので、」
「出所の混同を生ずるおそれはなく、」
「互いに商標は非類似である。」

旨の判断を行っていた。

つまり、

「称呼同一でも、出所の混同を生じないと思われるならば、商標は非類似である」

とする審決が、平成11年3月から同17年3月までの6年間に73件も審決公報に掲載されていたのである。

しかし、「三点観察」を無視し、「出所の混同を生じないと思われる」とする審決の98%が、「氷山事件」判決の都合のいい一部のみを引用し、これに便乗し、「氷山判決」が条件とした「証拠に基づく事実を根拠」として示すことなく、審判官の「主観・恣意」による想定のみで、理論的に不可解な審決を行っていた。

「氷山事件」は、再度後述するように、極めて慎重

な多数の証拠・証言に基づいて「取引の実情」を明らかにした結果判断されたものである。

判決でもこれら審決と同様に、不可解なものも若干見受けられるが、裁判は弁論主義に基づく、その個別事件の現時点の解決を目指すものであって、必ずしも普遍妥当性を追求するものではなく、やむを得ない事情も見受けられるが、「氷山事件」以降の判決でも、本稿の趣旨に沿う判決も多く、このような審決の流れとは必ずしも一致していない。

そこで、商標制度の本質から、何れが正しいかにつき、私信としての苦言を呈したのが前回の原稿である。

だが、その後の3年半の間に130件を上回る、倍近いペースで同様の審決がなされており、

最近の「WIN 審決」（審2007拒4896）に至っては、



本願商標（多区分）

引用商標



「本願商標は、該構成より「ウィン」の称呼及び「勝利（する）、成功（する）、第一着（になる）」の観念を生ずることがあるとしても、前記したとおり、両商標は外観において著しく相違するものというべきであるから、本願商標と引用商標とは、誤認混同するおそれはなく非類似の商標といわなければならない。」（原文通り）

のように、従来型の「称呼は同一だが、外観・観念において著しく相違」を根拠としていた「三点観察の一点の捨象」から、「商標の類否判断は外観のみ」と解釈できる審決まで飛び出すようになって来た。

さすがに、外観同一であれば称呼、観念も同一となる筈であるから、残された「外観同一だが…」という逃げ道はないのであろう。

これは、調査で先登録商標を発見した場合、ロゴを変更するか、図案を配すれば重複登録できることを意味するものであり、「三点観察」を基本に100年以上に亘り商標制度を利用してきた取引者・需要者は何を基準とすればよいのか迷うだけで、先願主義や審査主義を基軸とする日本の商標制度の根幹を、特許庁自ら覆し、紛争の種をまき散らすことを行っているのである。

2. 前回「氷山事件は怒っている」の概略

(1) 三点観察(外観・称呼・観念)の原則

類似判断は、最終的に担当者(官)の判断(感覚)で行わざるを得ないが、「同一の事案」が先例として存することは極めて少なく、全くの同一事案で争われる「控訴・上告」でさえ異なった判断が為され、裁判官の意見が一致せず少数意見が付されたりするのは周知の事実で、判断者によりボーダーラインが異なることは、全て「自分が常識的であると思い込んだ人間(専門家)の判断」だからである。

この曖昧な類否判断につき一定水準を守るため、判断者の主観・恣意を排する安全弁として、過去の経験則で理論的な攻撃・防御ができるよう提唱・確立された審査方法が「外観・称呼・観念」であり、その一つでも類似すれば、相互に類似する商標と定めたのがこの「三点観察」である。

「三点観察」については、大正11年6月1日発行の「四方要義」(村山小次郎著)にも詳細に解説されており(前回詳述)、若干、外観重視的な記載はあるが、大正時代に三点観察の重要性を解説している。

以下の判決でも

※大審院昭和2年(オ)232(S2.6.7)

「商標の類似は、外観、称呼又は観念のいずれに於て類似するものであるかを明示しなければならない」

の昭和初期の大審院判決から

※大審院昭和26年(行ナ)15(S26.2.24)

「商標の同一又は類似は外観、称呼および観念の三点から観察し、いずれかの点で同一または類似であれば、これを同一または類似の商標であるというべきである。」

の戦後の判決、及び、その20年後の

※東京高裁昭和43年(行ケ)92(S44.9.2)

「指定商品が抵触する両商標がその外観、称呼及び観念のうち一点において類似する場合は、指定商品の取引の一般的事実等により、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあると認め難い客観的な事情のある場合は格別、そのような事情がない限り、両者は相類似するものというを相当とする。」

等でも繰り返し判示されている。なお、この判決で

「指定商品の取引の一般的事実で、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがないとの、客観的な事情のある場合以外、両者は相類似する。」

なる条件が付されているのは、「氷山事件」がこの判決の1年半前(S43.2.27)に最高裁で判断されている影響によるものと考えられる。

最近においても、

※知財高裁H17(行ケ)10018(H17.4.13)

POLO JEANS(本願商標)

(引用商標)POLO

「外観、称呼、観念において類似し、これらを特定の指定商品に使用した場合、その通常の実態を考慮に入れた一般的・抽象的なレベルにおいて、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあると認められる以上、本号における商標の類似判断において、両者は類似すると判断すべきである。これと異なる解釈を採れば、商標法が先願主義を採用し、先願に係る他人の登録商標と抵触する同一又は類似の商標の登録を認めないとし、そのことによって登録商標につき商標権者の専用権(25条)及び禁止権(37条)を保障しているにもかかわらず、その権利性を稀釈ないし弱退化することになり、上記商標制度に沿わない結果を招来するからである」

と判示されているように、「一般的・抽象的なレベルにおいて、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあると認められる以上」、一方当事者にすぎない出願人のみの意見を取り入れ、意見を述べる機会のない先登録権利者の知らぬ間に、これを非類似と認め重複登録することは、「権利性を稀釈ないし弱退化することになり、上記商標制度に沿わない結果を招来するからである」と、「三点観察」を重要視する明快な判決がなされている。

(2) 三点観察の修正

「氷山」事件（最高裁 S43. 2. 27 日第三小法廷）の判決とは、

本願商標「氷山」指定商品「硝子繊維糸」
引用商標「しょうざん」指定商品「糸」

「硝子繊維糸」は注文生産で、特定取引者間でのみ取引され、店頭販売・小売販売もなく、一般市民に直接販売されることもなく、メーカーは五社で、設備や技術面からも新規参入が難しく、その社名にかかる商品として取引されていることが認められる。」

「両者の称呼が比較的近似であるとしても、出所について誤認混同を生ずるおそれはなく、称呼において類似するものではないと認めるのが相当である。」

両商標の称呼「ヒョウザン」と「ショウザン」を、類似としたこと自体は不自然ではなく、登録されている引用商標の指定商品の大概念「糸」と、この概念に含まれるとされている出願中の「硝子繊維糸」を非類似とすることは理論上困難が伴うため、「11号」の条文に記載された要件、

「商標の類似+商品の同一・類似=後願拒絶」

を条文通りでは回避できない事情が存していた。

そこで、硝子繊維糸の特殊性、「特定五社のみ」「新規参入の困難」「店頭販売なし」等の「取引の実情ないし経験則」を示し、「出所の誤認混同の可能性」がないことを明確にして、「商標非類似」と結論付けたものである。

しかし、「出所の誤認混同がない」ことを直接「商標非類似」とすべきかについては、極めて問題ある判決であり、これが蔓延すると、画一性を基に「商標の

類似」を判断する日本の商標制度が根底から成り立たなくなってしまうことに繋がるのである。

この「氷山判決」が、その後の判決・審決の100件以上に影響を与えたフレーズは以下の6行である。

「商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきものであるが、それには、そのような商品に使用された商標が外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべきである」

旨を判示したのであるが、何れにしても、「氷山判決」は、「三点の一を軽視してよい」という意味合いの判断ではなく、「取引の実情」を明確にし、明らかに誤認混同の可能性を否定できれば、一般に類似商標と考えられる範囲の商標を併存登録しても不自然ではないとする判断で、どちらかといえば、「商品非類似」に近い判断であると考えられる。

特に、本事件では、更により重要な、

「しかもその取引の実情を明らかにしうる限り、その具体的な取引状況に基づいて判断すべきものである。」

なる文章に繋がっており「取引の実情を明らかにする限り」の限定条件が明確に付されており、上記6行のみを「摘み食い」している、又は、「取引の実情」を明らかにしていない判断に対して、「氷山判決」を行った裁判官の「怒っているであろう」心情を代弁したのである。

(3) 特許庁の「審決」と「取引の実情」

前回文末の一覧表に掲示した「審・判決表」は、1件の「観念は同一だが…」(審 H05 拒 21148) なる審決が存在したが、その他はすべて、

「称呼は類似するが…」「称呼は紛らわしいが」
「称呼は近似するが…」「称呼は同一だが…」

と審決の前段で、自ら「称呼の類似(同一)」を認めつつ、証拠も示さずに結論として「商標は非類似」とした審決73件である。

称呼100%同一に拘わらず非類似とされた全く理解し難い事例は40件で、証拠を伴って出所の誤認混同が生じない実情を明確に示したものは、高裁から差戻

された、たった1件(審2001-35015「ベアー」)を除き、ほとんどが「主観的・恣意的理由」に過ぎないものでしかなかった。

以上の観点から、前回の原稿では、その他の判例を先に紹介し、審決73件中の10件程度を取り上げつつ、少なくとも、「11号」においては、このような判断を行うべきものではない旨を述べたものである。

(冒頭に記載したパテント Vol. 58 No. 9 を読んで頂けると幸いです)

3. 出所の混同と類似

(1) 商標の類否が争われる場面

商標の類否が問題となる場面は、商標法上多々あるが、「侵害事件」の36条及び37条1項1号の規定は、以下のように、

同一商標+同一商品 (36条・専用権)
類似商標+同一商品 (37条・禁止権・みなす)
同一商標+類似商品 (37条・禁止権・みなす)
類似商標+類似商品 (37条・禁止権・みなす)

のみを侵害と規定しており、この要件を整理すると、

同一・類似商標+同一・類似商品=侵害

と一行に集約でき、「11号」の後願排除の規定

同一・類似商標+同一・類似商品=後願拒絶

と全く同一の内容・範囲が規定されているのである。

なお、ついでに触れると、上記の条文でいう

「登録商標又はこれに類似する商標」

とあるのは、2条1項の定義からいえば、使用商品(指定商品)が「同一又は類似する商品」と後ろに続けて記載されていることから、

「登録『標章』又はこれに類似する『標章』」

のように、「商品」と合体する前の、「商品」と離れた「標章」でなければ定義に反することになり、

「商標の類似」=「標章の類似」

と解するのが自然で、商品を離れて両商標(標章)のみの類否判断を行うことを前提とするものである。

商品と切り離されている以上、「商品に付される前の標章」が「現実使用」されていることはあり得ず、

又は、あったとしても無視して判断すべきで、「11号」の「商標(標章)の類似」を判断する場合に「取引の実情」は考慮し得ないのである。

「11号」の先後願審査の段階は、取引市場に投入される前に、出所の混同を想定した「静的」な状態での将来に向けられた判断であり、36条・37条の裁判における侵害問題は、時期・地域・相互の使用商品等が既に存在する、取引市場での現実の出所の混同を捉える「動的」な状態で、その時点のみの当事者の争いを解決する判断であるから全く異なっている。

侵害事件は、差止請求が成立し、侵害者が差止められたとしても、需要者には、単なるその商品の終売と認識されるだけであり、又逆に、差止が不成立の場合や、示談で使用権設定がなされたとしても、その事情は需要者が感知し得ない、市場自体は何の変哲もない状況で、商標の類否(侵害の有無)が何れの結論であってもその時点の需要者に影響はない。

従って、裁判所の侵害事件では、単に、その時点の両当事者間のみの個別な争いをどう裁くかの問題でしなく、同一の条文であるが故、「静的」な解釈を「動的」に読み替えざるを得ないのである。

例えば、九州の家族経営の豆腐屋(商標権者)と北海道の家族経営の三代続く豆腐屋(先使用だが周知性はない)の侵害事件であれば、地域性から考えても不正競争的な要素はなく、混同誤認も考え難い偶然性であり、「動的」「出所の混同理論」で、「静的」な類似判断を弱め、何とか共存させてあげたい気持ちになるのは裁判官と同様であろう。

だが、九州の豆腐屋(商標権者)の息子が北海道の同じ町で営業していたとなると、商標採択の事情を迫及する争いは別件として、条文通り侵害とすべきか不明だが、何れの結論でも「対立当事者」の問題として解決すればよく、「商標の類否」のみで決したとしても第三者(需要者)の影響は極めて少ないのである。

これは、36条・37条の侵害に関する条文中に、「出所の混同」を加味して両当事者の特殊事情を判断できるような不正競争の観点からの記載がなく、「11号」と全く同一規定であるため、「11号」と異なった「商標の類似」解釈で補わなければ、現実の「動的」な不正競争観点での社会的均衡性・妥当性に対し、一方を救済できない不合理に陥ってしまうからである。

(本来、これは立法で解決すべき問題なのであろう。)

このように、36条・37条と文言は同一としても、「11

号」の「商標の類似」にあつては、使用商品も明確でなく、地域性も決められない、単に重複登録を避けるため、後願者に新たな商標採択を促す目的の「静的」な画一判断を原則とするものであり、36条・37条の不正競争という現実の「動的」な判断とは異なる扱いとならなければならないのである。

「11号」系列の「審査・異議申立・不服審判・無効審判・審決取消訴訟」にあつても、先願主義を採り、審査主義を採用して「11号」を規定した以上、後願を排除すべきことは、日本の商標制度の根幹であり、これをなし崩しにすることはあつてはならない。

大型商品の自動車業界でさえ、外国進出の際、一部の国に商標の手当てができないときは、別商標で進出することもあるように、例え外国の著名企業の進出であつても、属地主義である以上、後願者は引用商標権者との間で交渉又は経済的手段を駆使し、又は、改名によって回避すべき問題であり、審判官の後願者に対する同情を採用する余地は微塵もないのである。

当事者の対立する「無効審判及び無効審判の審決取消訴訟」は、当事者対立の主張・立証が可能であるから、取引の実情が判断できることもあり得るが、これとて、下記に示す商品間の類似（「類似群」の弊害）として判断するならばともかく、三点観察を無視してまで商標の非類似を無暗に容認すべきではない。

(2) 「商品の類似」類似群について

「商標の類似」は、本来「標章+商品」の類似であり、「商品の類似」も重要な判断材料である。

そこで、画一的判断に重要な「類似群」と云われる商品のグループについて考えてみると、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①同一商標の使用で混同を生ずる商品 = 「類似群」 ②近似・酷似商標使用 「類似群の範囲は狭まる？」 ③中程度の類似商標使用 「類似群の範囲は半分？」 ④限界の類似商標使用 「同一商品のみ？」 |
|---|

①は出所の混同を基準に「類似群」を定めた基本的範囲であつて問題ないが、②から④の商品類似群の範囲が①と同じ巾とすると、特に④の非類似に近いが限界の類似商標まで、同じ類似群の巾で判断されることは計算上あり得ない筈である。

この場合には、類似群の巾は商標が非類似に近づくに従い相対的に次第に狭まり、限界の類似商標においては同一商品のみにならなければ、出所の混同で定めたとする類似範囲が不自然なものとなってしまう。

しかし、現実には同一・近似商標から、限界の類似商標まで同一の「類似群」を画一性を基本に使用して処理を行っている。

次に、「類似群」のグループを円で想定し、侵害商標が同一商標の使用であつたとしても、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①権利商品が中心にあれば、半径内商品使用は侵害 ②権利商品が円左端の場合、円内右端商品使用は ③同様に円内左端の場合、左円外近接の商品使用は |
|--|

これも出所の混同から見て、①はまず問題ない。③の円外は近傍でも円周（類似群）の存在に拘束され非類似の取り扱いとなることが通例であり、②は実務上円の直径に近い離れた商品間であつても、やはり円周に拘り、円内は全て類似とし、円外は③と同様、如何に近くとも非類似と一律に判断している。

この両問題は、小学生の算数知識でも割り切れない、不自然極まりない扱いであり、問題商品とその都度中心にした円を想定し、周知性等を加味して、出所の混同を判断する欧米の諸国では、日本の官・民ともにこの固定された不自然なグループで判断する実情は理解できないものと思われる。

だが、調査や審査において100年近く培われてきた類似群を利用する画一的判断方法は、わが国の商標行政の風土として、直ちにこれを廃することは無理であり、逆に、官庁はこれができるだけ遵守してもらわないと商標制度の画一性が保てなくなってしまう。

商標権の効力を日本全国一律と定めたことや、出願の区分を設けたこと、三点観察、類似群等も先願主義・審査主義を採る商標制度の画一的処理のため、考え抜かれた妥協策なのである。

これらの画一処理に反し、現時点のみの具体的個別事件を判断する裁判所は、上記妥協策の欠点を真の「出所の混同」の観点から修正を行わなければならないが、これら不自然な計算式からなる妥協を打ち破る判断を行わなければならない局面も多く登場している。

裁判では、商標（標章）の類似性の濃淡に従い、類似群内の商品の類似巾が比例して異なることが計算式に合致し、又、類似グループ円の内外に関係なく、不正競争の観点から、審査の画一性で利用する類似群と異なる判断もあり得ることになるのである。

しかし、官・民で納得して利用している類似群であるため、これに反する裁判所の判断は、普遍性を有すると認められるものに限り、類似群の過度の画一性を

反省し、その理由・内容を広く公開して、徐々に時代に即した形状に修復していくべきである。

前記「氷山事件」では、「硝子繊維糸」と「糸」につき、類否の判断はないが、『硝子繊維糸』の開発が進み、通常の商品に使用される時代も想起されるとすれば、と前回述べた私の想定に対し、「将来ともそのような恐れはない」旨の指摘を関係者から受けている。

これが明確に判決で、商品非類似と判断されるような場合には、「釣り糸・手術用縫合糸」等と同様、更に慎重にこれを審議し、類似群としての「糸」の下位概念から外し、早期に類似群の見直しをするようなシステムとすべきである。

(3) 三点観察の一部捨象

前期「氷山事件」(昭和43年2月27日)においては、先に引用記載した文章以外にも、

「商標の外観、観念または称呼の類似は、その商標を使用した出所の混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、従って、右三点のうちその一において類似するものでも、他の二点において著しく相違することその他取引の実情等によって、なら商品の出所に誤認混同をきたすおその認めがたいものについては、これを類似商標と解すべきではない。」

の記載が行われている。

これは、商品非類似で判断しなかった為に、条文上、商標非類似に結論付けざるを得なかったことによるものである。

なお、裁判所の判決は、個別な判断として実務に影響を及ぼさないものも多々存している。

例として、侵害事件の、又、外観類似に関するものではあるが、

最高裁昭和46年(行ツ)57 【外観類似】

「キスミー

Kiss me」登録商標

侵害商標「キミス」

最高裁平成3年(オ)1805 【外観類似】

「木林森」登録商標

侵害商標「大森林」

の如く、これを最高裁の判断「商標の外観類似」とし

て審査基準に取り入れると、「ABC = ACB」のような文字の入れ替えは、外観類似と判断せざるを得なくなり、永年の審査基準が崩れてしまうので、最高裁判決といえども「本件限りの個別判断による特殊性」として審査・審判で無視している実情も存在している。

他の官庁にあっても、複数の判断官が、何らかの審査を行う場合、一定の審査基準が必要で、特許庁も制度開始直後から内部基準は存在していた。

公開されていなかった時代の特許庁の「11号」の審査基準をみると、

昭和36年7月1日に印刷された庁内の基準

「商標の類否の種類は、称呼、外観及び観念の三つがあるが、これらの各々のウエイトは、各種の商品によって異なる。」

としか記載されておらず、「称呼・外観・観念」のみを基本とし、「商品によってウエイトを判断する」とされていただけであるが、「氷山事件」から3年経過して、初めて、一般に公開された審査基準には、この氷山判決の影響が審査の基本に如実に影響し、

昭和46年3月31日発行の審査基準

「商標の類否の判断は、商標の有する外観、称呼及び観念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。」

と「判断要素を総合的に考察」なる文章が挿入され、公開されている。

この「三点観察を総合的に考察」なる語句も、「11号」の趣旨に鑑みれば、将来の「出所の混同」を防止する観点で、非類似を類似とする「総合的考察」ならば、過度な制度防衛として許されるが、その反対の類似商標の重複登録は審査主義からもあり得ず、その限界は制度趣旨からも当然に理解できるはずである。

つまり、「動的」な侵害事件(両当事者対立)であるならば、両当事者の主張・立証の末、取引の実情が把握できるため、その時点での当事者の不満解消にあたり、少々の類否の逆転はあっても不自然ではない。

しかし、「11号」(一方当事者)は、先願主義の中心規定であり、重複登録を避けるため、審査主義をとり、類似商標(おそれ)を排除して、紛争を未然に防止せんとするため、「外観・称呼・観念」の「三点観察」を「静的」に行ってきたのである。

したがって、一要素でも類似である場合には、商標

自体「出所の混同のおそれ」が既に存しているものであり、せめて「商品非類似」を認定する以外、これを脱することはできず、これに反する判断は、個人的主観・恣意に過ぎないと見ざるを得ないのである。

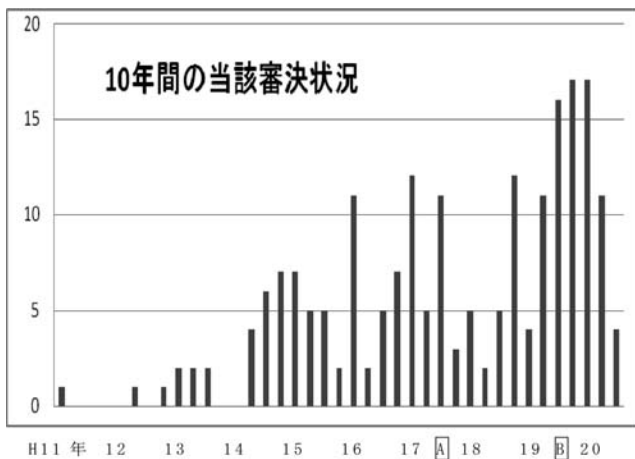
せめて、「称呼類似55%+外観0%+観念0%」程度なら、「称呼非類似」と判断しても誤差の範囲と解釈できるが、「称呼類似100%」まで「現実の取引の実情」もなしに、「商標非類似」と判断することは審査基準の記載「総合的に考察」といえども、前記「POLO JEANS 判決」に言う「商標制度に沿わない結果を招来する」ことになってしまい、許されるべきことではない。

そもそも、後願の出願商標が外観・称呼・観念の一つで類似であるならば、侵害の問題となるものであり、これを重複登録することは、需要者のためは勿論、先登録者の異議申立・無効審判・侵害事件を誘発するに過ぎず、先願主義・審査主義に逆行する行政行為を特許庁自ら行っていることに他ならない。

4. この3年半の状況

まず、これら審決の状況をグラフで見てみよう。

これは横軸の時間を短縮するため審決日の3ヶ月毎を合計し、1年間を4本の柱で示したものである。



前回の原稿をパテントに発表したのが下段17年の9月Aの時点であるから、審判官の一人でも読んでくれたどうか不明ではあるが、18年の中頃まで1年間程度該当する審決が減少した感はある。

その後、丁度2年後の19年9月B時点に、前回の拙稿をきっかけにして「商標の類似と取引の実情」なるタイトルのパネルディスカッションが弁理士会研修所主催で行われた。

500名の会場は予備席まで一杯になり、招待者として招いた知財裁判所からは各部の部長判事4名が最後まで熱心にメモを取りながら参加してくれたが、多数招待した特許庁からは1名のみ参加で、しかも、中間休憩前に退席してしまっていた。

この前後のこれに該当する審決は、3ヶ月で17件連続する最高の件数が判断されている。

私とて、自分が主張している上記理由以外にこれら審決を容認できる理論を考慮してみたが、せめて「審理促進のため」か、「裁判所の取消判決を恐れ、議論せずに鵜呑みにした」ものか程度であり、インターネット時代、携帯電話のメール時代に至り「称呼による取引は衰退した」との声も聞くが、如何に若い世代といっても、日常取引の9割はコンビニをはじめ従来の店頭取引を行ない、新商品が複数人の会話による口コミ情報で伝搬され、少数ではあれ電話注文・ラジオ等で知る状況はまだ存在しているものと思っている。

まさか、「拒絶審決の不服が知財高裁に提訴されると、審判官が指定代理人となり、自分たちの仕事が増えるから」なる理由まで考えてもよいのか、(だが、これを考えると当事者系無効審判の転覆率51%、自分たちの仕事が増える登録異議の転覆率17%のアンバランスも理解できる)、いずれにしても商標制度を専門的に掌握する唯一の行政庁が商標制度崩壊を望んでいるとも思われないうところである。

5. 最近の審決例

末尾一覧表に示す「三点観察」を「総合的判断」で覆した審決のうち、直近の4件を以下に示すと、

2008 不服 7922 (H20.9.3 審決)

家族想 本願商標 (標準文字)

引用商標

たとえ「カゾクソウ」の称呼を共通にするとしても、両商標は外観及び漢字の有する字義の相違等により明らかな差異を有しており、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すると、両商標を同一又は類似の役務に使用した場合においても、役務の出所について誤認混同を生じさせるおそれはないというべきである。

この両葬儀社によって提供される「葬儀の執行」は、

内容・金額等が異なると思われ、依頼前後の慌ただしさを考えると、他人から聞き知っていた「カゾクソウ」（漢字まで教えてくれたか？）を取り扱う業者や、そのグレードと果たして一致することが可能なのか疑問である。

2008 不服 8427 (H20. 8. 20 審決)

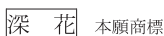


引用商標



互いに「コウラン」の称呼を生じ得るとしても、その外観及び観念においては著しく相違するものであって、この相違が称呼における類似性を凌駕しているものと判断されるから、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して考察すれば、両商標を同一又は類似の役務に使用した場合においても、役務の出所について誤認混同を生じさせるおそれはないものというべきであり、両商標は互いに非類似の商標とみるのが相当である。

2007 不服 15075 (H 20.7.2 審決)



(「洗剤」文字上部に「SINKA」)

引用商標



「シンカ」の称呼を共通にする場合があるとしても、外観上明らかに区別できるものであり、また、本願商標よりは特定の観念を生じるとはいえないものであるのに対し、引用商標は前記のとおり、それぞれの語の意味合いを組み合わせで認識し、記憶されることから、これにより本願商標とは異なる印象を与えるものである

2007 不服 10775 (H20. 8. 18 審決)

かくれんぼ 本願商標 (標準文字)

引用商標 かくれん棒

「カクレンボウ」の称呼においては類似性を認め得るものとしても、実際の取引の場において、両商標に接する取引者、需要者は、上記の外観上及び観念上の明白な相違を念頭において両者を別異のものとして識別し得るものというべきである。

そして、これらの称呼、外観、観念に基づく印象、記憶、連想等を総合して、全体的に考察し、さらに、本願商標の指定商品の取引において、本願商標に対する取引者、需要者の注意力、印象の度合等が、他の商品の取引の場合と特段異なるものとは認められないことを併せ考えれば、本願商標及び引用商標 1 がそれぞれの指定商品に使用されたとしても、取引者、需要者が、商品の出所について誤認混同を生ずるおそれはないものと判断するのが相当である。

してみれば、本願商標と引用商標 1 とは、その外観、称呼及び観念を観察し、総合的に考察すると、本願商標と引用商標 1 は、商品の出所について誤認混同をきたすおそれのないものであって、全体として類似する商標とみることはできないというのが相当である。

これら 4 件の審決は、末尾掲載の審決一覧表に記載した審決 204 件（前回以降 128 件）と同様、「総合して全体的に考察すると」、「総合的に考察すれば」、「総合的に考察すると」しか理由はなく、証拠に基づく根拠は何ら示されておらず、「取引の実情」が明らかになっているものは全くない。

なお、表の右端 3 行は、公開された審決公報に基づき、この種審決に 10 件以上関与した審査官を記号と関与回数で表したものであるが、理由等の詳細は、審判番号を基に、IPDL で検索されたい。

このような審決が及ぼした微妙な例として、

2007 不服 28512 (H20. 2. 18 審決) Class29



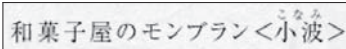
本願商標

引用商標 **こ な み
粉 菜 実**

「コナミ」の称呼を共通にするものであるとしても、前記のとおり外観及び観念（意味合い）において明らかな差異を有するものであって、これらが取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等は著しく異なるものといえるから、以上の点を総合的に考察すると、両商標は、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

の審決が出された4ヶ月後、区分は異なるとしても、今度は引用商標権者として、称呼同一の出願が併存登録されることになった。

2007 不服 34941 (H20. 6. 24 審決) Class30



本願商標



「コナミ」の称呼を共通にする場合があるとしても、上記のとおり、外観及び観念において明らかな差異を有するものであって、これらが取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等は著しく異なるものといえるから、取引の実情を考慮して総合的に考察すると、両商標は、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

まさか、後段の引用商標権者が無効審判を提起するとは思われないが、このような制度が正しいと考えているのか、権利者の心中を考えると複雑な心境になってしまう。

6. 最近の判決

以下に示す「王将事件」（平成 19. 7. 19 判決）は、「A 事件」と「B 事件」が併合された訴訟であり、A・B 共に、「大阪王将」から「京都王将」に対し行われた、類似する旨を求める無効審判において、

「A 事件」は、無効成立（類似）であった。

2005 無効審判 89164 号 (H18. 10. 20 審決)



本件 A 商標 (H17. 6. 3 登録)

引用商標 **王 将** (S 59. 3. 22 登録)

「オウショウ」の称呼及び「王将」の観念を共通にする類似する商標であり指定商品も一部（餃子）類似するため類似するとして、無効審判請求成立。

「B 事件」は、無効不成立（非類似）であった、

2005 無効審判 89170 号 (H19. 1. 31 審決)



本件 B 商標 (H14. 4. 12 登録)

引用商標 **王 将** (S 59. 3. 22 登録)

引用商標とはその称呼・観念・外観がいずれも区別し得るから、商標において非類似であるとして、無効審判請求不成立。

と本件商標 A・B に若干の相違はあるものの、全く相反する審決が出された。

「A 事件」で類似とされた「京都王将」は、自己の看板使用（「王将」）を否定されることとなるため審決取消訴訟を請求し、

「B 事件」で非類似とされた「大阪王将」は「A 事件」審決と同様の結果を期待し、審決取消訴訟を請求したものである。

「A 事件」は、平成 18 年（行ケ）10519 号

「B 事件」は、平成 19 年（行ケ）10091 号

と異なる時期の請求であるが、これが併合され、H19. 7. 19 に判決が下された。しかし、両事件共に「取消判決」がなされ、再度、バランスが逆転した結果が判断されている。

「A 事件」で無効審決をされた「京都王将」は、

- ①元代表者 G が京都に昭和 42 年に第 1 号の中華料理店を開業
- ②昭和 47 年チェーン展開を開始
- ③昭和 52 年京都・大阪・兵庫中心に 75 店舗 A 商標使用
- ④昭和 55 年全国飲食業売上ランキング 43 位
- ⑤昭和 57 年 220 店舗余り
- ⑥昭和 58 年全国共通餃子無料券を配布
- ⑦平成 6 年全国飲食業売上ランキング 25 位
- ⑧平成 14 年 B 商標「元祖餃子の王将」登録
- ⑨平成 16 年外食産業 23 位にランク
- ⑩平成 17 年 A 商標「餃子の〈王将〉」登録
- ⑪平成 18 年近畿・関東・東海・九州・北陸等 180 店
- ⑫テレビ・ラジオ・店舗毎の宣伝チラシ等宣伝

を行ってきた。

一方「大阪王将」は、

- ①初代代表者は「京都王将」の元代表者 G から昭和 44 年のれん分けの形で大阪に第 1 号中華料理店を開業
- ②昭和 59 年商標「王将」登録
- ③昭和 63 年子会社で冷凍餃子開発・販売（生協）
- ④平成 13 年餃子等の冷凍食品市販向け販売開始
- ⑤平成 16 年関西で 100 店余りをチェーン展開
- ⑥平成 17 年冷凍餃子販売量、生協で全国トップ
- ⑦平成 18 年東京・栃木等 150 店に至る

等の事実を証拠により認定し、その他、

昭和 60 年の大阪地方裁判所での和解成立以来、原告は「餃子の王将」と、被告は「大阪王将」と表示することとされている。

これ等の事情だけ読んでも、暖簾分けをしてあげた「京都王将」に対し、暖簾分けを受けた「大阪王将」が、先に商標登録を得てしまったという事情のみで、「11号」の適用を「静的」に判断することは、現時点の争いを決着する裁判所として、心証からも難しい判断であったことは理解できる。

そこで、「氷山事件」を利用し、両当事者が対立する無効審判事件の中で、「取引の実情」を示す事実の立証を積み重ねさせ、その結果を判断したと考慮すれば、流れとしてはある程度納得できる判決である。

これに続き、以下が記載されている。

取引の実情を踏まえた検討

上記の事情にかんがみると、共通の指定商品である餃子に関し、その取引者・需要者には、A 商標は高い識別力を有し、その外観により原告の商品であることを想起させるものとして引用各商標と識別することは十分に可能というべきである。

これに対し被告は、原告の店舗の展開が全国的とはいえ、中華料理店の役務に関する実績と異なり冷凍食品に関する販売実績もないことなどから、原告が A 商標を付した餃子を販売した場合には、被告の商品と誤認混同が生じると主張し、被告商品は、生協、宅配業者、スーパー等での販売のいずれも大阪王将のブランドであることを正しくアピールしていること、A 商標を使用した原告の中華料理店での上記営業実績からすれば、被告の主張は上記判断に影響を及ぼさないというべきである。

次に「B 事件」であるが、商標の類似に関して、

上記認定を総合すると、B 商標と引用各商標とは、外観において一応区別しうるもののそれほど顕著な差異とはいえ、称呼については構成音及び語調語感にさほどの差異はなく、観念についてはほぼ同一というべきである。

と審決と異なる、三点観察に忠実な判断を行っているが、「A 事件」の本件商標と、「B 事件」の本件商標とでは、「王将」の強調の方法が異なっており、単なる「標章の類似」で考慮した場合、「B 事件」の「元祖」を外して残余を一連とする、審判の判断の方が三点観察の常道に近いように考えられる。

取引の実情を踏まえた検討

指定商品（主として餃子）の取引の実情を踏まえて商品の出所に誤認混同をきたすおそれがあるか否かについて検討すると、原告が B 商標を実際に使用しているとの証拠もなく、また、原告の使用する「餃子の王将」と「元祖」とを組み合わせるなどした表示も使用していないことから、商品の出所に誤認混同をきたすおそれがないとはいえないというべきである。

と、本件商標が現実に使用されていない状況に鑑み、商標相互の「静的」な判断で、「出所の誤認混同のおそれ」のみで判断を行っている。そして「まとめ」として、

以上によれば、B商標と引用各商標とは、観念をほぼ同一にし、称呼上及び外観上の差異も顕著とはいえないものであるから、同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがある類似の商標であるといえる。

としている。

この「A事件」・「B事件」の両逆転ぶりをみると、審判の段階で「A事件」の証拠がどの程度積み重ねられたのか調べていないが、「11号」における「取引の実情」の使い分けが明確になされている。

つまり、「B事件」においては、一般的・恒常的な「11号」の解釈を行い、

「商標が類似+商品が同一=拒絶」

の事案につき、「どんな出願人であろうが」、「どんな面白い商標であろうが」、「地域がどうであろうが」等に左右されることなく、使用に「動的」な動きはない

ことを前提に、「11号」の趣旨に沿って「静的」に冷静に「三点観察」を踏襲し、商標相互のみを見比べ結論を導き出している。

これに対し、「A事件」は、両当事者が対立する中で、現状の証拠を十分に出し尽くし、過去の「暖簾分け」や「和解」を尊重して「動的」な「取引の実情」を考慮した判断を行っているのであり、基本的には、本原稿の趣旨に適う判決ではある。

しかし、この「A事件」といっても、侵害関係の36条、37条の条文適用ではなく、同一内容・範囲の条文構成であるとしても「11号」の適用であり、先後願の審査の是非を問う事案である以上「取引の実情」重視を行うべきではなく（せめて和解の慫慂?）、その後の侵害問題に至った場合の36条、37条適用について、その時点の裁判に「取引の実情」を加味した判断を委ねるべきものと思われる。

36条、37条に「出所の混同」を示す改正が必要かと考えるが、少なくとも、「11号」の「商標の類似」につき、証拠も示さずに、「取引の実情」を唱えただけで、「総合的判断」を隠れ蓑としている、主観・恣意に基づく拡大解釈をすべきではない。

称呼同一だが非類似と判断された審決例

		11号審判番号	審決日	商標(出願)		商標(引用)	10上・関与審判官	
1	O03	審H10イギ92040	H11.4.8	花心	=	花神		
2	Z11	審H10拒16504	H12.5.30	ゆーらんど	≒	U-ラント		
3	N17	審H05拒21148	H12.12.20	Giants	=	巨人【観念】		
4	Z16	審2000拒6370裁戻	H13.3.1	痛快!	=	TSU/KAI		
5	Z09	審2000拒9444	H13.3.16	XI[sai]JUNBO	=	SAI		
6		審H11無35776裁戻	H13.4.19	BEAR	=	BEAR(熊図) 【称呼应観念】		
7	O24	審H11異90033裁戻	H13.6.26	鳳凰	=	宝桜	A39	B16
8	Z42	審H11拒10251	H13.8.20	香楽	=	こうらく		
9	Z29	審2001拒874	H13.9.17	NORI/味来	=	味蕾		
10	K33	審H10拒10943	H14.4.12	HB/ LIFE SCIENCE	≒	ライブサイエンス /LIVESCIENCE	B16	C20
11	Z33	審H11拒14416	H14.4.26	龍	=	辰/SUNTORY	B16	C20
12	Z18+	審2001無35365	H14.5.8	図・Fay/EMA	=	ファイ	A39	B16
13	Z25	審2001拒4179	H14.6.21	腰人防	=	用心ボー		D17
14	Z30	審2000拒19551	H14.7.12	まるたか	=	○中「高」	A39	
15	Z30	審2001拒17532	H14.7.12	神戸/ CURRY-SHA	=	花鈴車	A39	E22
16	Z32	審H11拒19978	H14.7.25	菜/サイ	=	彩		E22
17	Z10	審2000拒1759	H14.7.29	マルタカ	=	○中「高」	A39	
18	Z16	審2000拒15521	H14.8.20	ファインFA印	=	ファイン/FINE		
19	Z09	審2002イギ90038	H14.8.29	cuby	≒	キュービー人形図	E22	F25
20	Z25	審2001拒13309	H14.10.7	ファイ/F・A・I	=	Fay		
21	Z03	審2001イギ90522	H14.10.9	Moisant	≒	MORE THAN/ モアザン		G15
22	Z05	審2000拒15442	H14.11.26	For Play	≒	HOPELAY/ホー プレー	A39	E22
23	Z29+	審2000拒4977	H14.12.3	ひめ丸	≒	ひめなる		E22
24	K29	審H10拒17056	H14.12.3	好腸先生	=	校長先生	A39	
25	Z05	審H11拒10175	H14.12.3	HESKA	≒	エスカ	B16	F25
26	Z05	審H11拒9076	H14.12.3	HESKA(図)	≒	エスカ	B16	F25
27	Z29	審2001拒12378	H15.1.28	ニッスイ/活/ いき	=	勝	A39	
28	Z03+	審2000拒11410	H15.2.14	le dos	=	RUDO		G15
29	Z29	審2001拒17499	H15.2.18	活/いき	=	いき/粹	A39	
30	Z29+	審2000拒15683	H15.2.21	札(○中に「正」) 幌	=	○中に「小」, 「誠」,「政」	A39	E22
31	Z29+	審2000拒15682	H15.2.21	○中に「正」	=	○中に「小」, 「誠」,「政」	A39	E22
32	Z29+	審2000拒15681	H15.2.21	新(○中に「正」) 宿	=	○中に「小」, 「誠」,「政」	A39	E22
33	K09	審H11拒20228	H15.2.26	DELPHI	≒	DELPHINE		D17
34	Z09	審2001拒1050	H15.5.6	H ^{II} (エッジ)	=	EDGE	K14	N20
35	Z24	審2000拒18008	H15.6.2	宙	=	(図)忠		
36	O03	審H11拒3325	H15.6.23	GANT《ガーン》	≒	ガン/GUN	A39	E22
37	Z30	審2002拒14268	H15.6.25	雷鳴	≒	黎明	A39	E22
38	Z29	審2002拒11573	H15.6.26	marBleu	≒	MARBLE/マー ブル	B16	F25

		11号審判番号	審決日	商標(出願)		商標(引用)	10上・関与審判官		
39	Z29	審2000拒2255	H15.7.2	タイシ	=	大師		E22	
40	O25	審H11イギ91536	H15.7.17	BEAR	=	BEAR(熊図)		A39	B16
41	O25	審2001無35015裁戻	H15.8.5	ベア(熊図)	=	SNOW BOARDS / BEAR(熊図)		A39	B16
42	Z30	審2001拒16408	H15.8.15	玉屋いちご大福	=	タマヤ	A39	G15	
43	Z12+	審2001拒2374	H15.9.18	ALOZ	=	アローズ北陸			
44	Z30+	審2001拒16128	H15.11.5	唐唐亭	=	辛辛亭	B16	F25	
45	Z25	審2001拒16450	H15.11.20	RACY	≡	麗姿			
46	Z30	審2002拒8113	H16.1.8	狭山っ子	≡	狭山湖			
47	Z11	審2001拒13439	H16.1.16	EYE COLOR ARC	=	I(図)COLOR			
48	Z28+	審2002拒17496	H16.3.15	XI(サイコロ図)	=	彩		D17	
49	Z30	審2001拒19245	H16.3.19	KENKO(図)	=	健口	A39	E22	H11
50	Z31	審2001拒19246	H16.3.19	KENKO(図)	=	健口	A39	E22	H11
51	Z31	審2001拒19243	H16.3.19	KENKO(図)	=	健口	A39	E22	H11
52	Z32	審2001拒19242	H16.3.19	KENKO(図)	=	健口	A39	E22	H11
53	Z29	審2001拒19241	H16.3.19	KENKO(図)	=	健口	A39	E22	H11
54	Z32	審2001拒19244	H16.3.19	KENKO(図)	=	健口	A39	E22	H11
55	Z32	審2001拒19247	H16.3.19	KENKO(図)	=	健口	A39	E22	H11
56	Z08	審2003無35195	H16.3.24	NAS(図)	=	NASU(茄子図)	A39	G15	
57	Z29	審2003無35266裁戻	H16.4.8	魚耕(魚図)	=	UOKOH	A39	B16	G15
58	Z17	審2002拒10320	H16.4.23	Echo Tape / エコテープ	≡	恵光			
59	Z09	審2002拒19046	H16.10.5	IWAY	≡	HIGH WAY			
60	Z09	審2002拒16304	H16.10.7	Viam / ヴィーム	≡	美夢 / ビーム			
61	Y30	審2002拒21900	H16.10.7	伊那華のそば	=	いなか	B16		
62	Y30	審2002拒21901	H16.10.7	伊那華のうどん	=	いなか	B16		
63	Z03	審2002拒12759	H16.10.21	白光	=	BAIGO / 白鶴			
64	Y33	審2004拒7235	H16.12.7	西夏	=	精華		G15	
65	Y29+	審2002拒19815	H16.12.8	香風 / シャンフォン	=	洸風	A39		
66	Z05	審2003拒16428	H17.1.6	嵐	=	RAN	A39	G15	H11
67	Z09+	審2002拒15795	H17.1.14	DIS(モノ)	=	Dis			D17
68	Y33	審2003拒18368	H17.1.17	[si:] / シー	=	Sea Beer		G15	
69	Z42	審2002拒22121	H17.1.20	m-ms.com	=	MMS(モノ)			D17
70	Z17+	審2002拒24705	H17.2.1	泡夢	=	HOME / ほーむ			
71	Y29+	審2002拒25251	H17.2.8	ミーサイ / MeSci	≡	味彩		J10	
72	Z01	審2003拒1715	H17.2.15	FLAG	≡	フラック	K14	N20	
73	Y03	審2003拒9554	H17.3.2	らみーな / LAMINA	≡	ラ・ニーナ	A39		
74	Y43	審2003拒14456	H17.3.3	[ju:]	=	YOU	B16	J10	
75	Y43	審2003拒13339	H17.3.3	[ju:]	=	YOU	B16	J10	
76	Z36	審2002拒24777	H17.3.15	YAMATO (人形図中)	=	ヤマト 【以上前回分】			D17
77	Z09	審2003拒10406	H17.3.24	雪	=	スーパー YUKI	B16	J10	
78	Y30	審2003拒11710	H17.4.13	環	=	王樹	A39		
79	Y29	審2003拒12897	H17.5.23	NOF	=	M. O. F	A39		
80	Y30	審2004拒12220	H17.5.24	トロット	≡	とろ〜っと	A39	G15	H11
81	Y30	審2004拒22540	H17.6.16	パン・タロン	≡	パン太郎	A39	G15	H11

		11号審判番号	審決日	商標(出願)		商標(引用)	10上・関与審判官		
82	Y30	審 2004 拒 22541	H17. 6. 16	PAN・TARON	≡	パン太郎	A39	G15	H11
83	Y09 +	審 2004 拒 854	H17. 7. 7	電翔	=	伝匠		D17	
84	Y32	審 2003 拒 34207	H17. 7. 26	蜂王	=	鳳凰			
85	Z30	審 2000 拒 19662	H17. 8. 11	図 旭	=	Asahi	A39		
86	Y18	審 2004 拒 15944	H17. 8. 23	ROYCE'	=	Lois + 図			
87	Y29	審 2004 拒 9799	H17. 8. 25	鳥源	=	鳥幻		G15	
88	Y43	審 2004 拒 10043	H17. 9. 6	やきにくでん	=	DEN	E22	J10	
89	Y07	審 2004 拒 4008	H17. 9. 8	STAR (ロゴ)	=	★ STAR	K14	L20	
90	Y09	審 2004 イギ 90605	H17. 9. 8	i-mode	=	EYE MODE	A39		
91	Y43	審 2004 拒 5341	H17. 9. 16	cara calla	=	KARAKARA		D17	
92	Z05	審 2004 無 89128 裁戻	H17. 9. 20	源気/げんき		元気		E22	D17
93	Y16 +	審 2003 拒 21782	H17. 9. 27	怪	=	K. A. I		N20	
94	Z36	審 2002 拒 6567	H17. 9. 30	図 FOUR SEASONS	=	Fourseasons			J10
95	Y03	審 2004 拒 7875	H17. 11. 1	図 + PROSIA	≡	プロシユア/ Prosure		G15	M11
96	Y08	審 2003 拒 24560	H17. 11. 1	TOLI	=	TOHRI	K14	L20	
97	Y30	審 2004 拒 6639	H17. 11. 30	菜葉亭 (ロゴ)	=	菜葉亭 (四角)	A39	F25	
98	Y33	審 2004 拒 7776	H18. 1. 5	百濟酒	=	百歳酒	A39	F25	
99	Y32 +	審 2003 拒 16775	H18. 1. 18	ashita-bar/ アシタ・バー	≡	あしたば	K14	L20	
100	Y09	審 2004 拒 24009	H18. 2. 22	N 図 NET	=	N (モノ) net	K14	L20	
101	Z09	審 2001 拒 23723	H18. 3. 10	EYEQ	=	IQ	E22	J10	
102	Y25	審 2004 拒 22935	H18. 3. 15	BALMAIN	=	Valman		N20	
103	Y30	審 2005 拒 2090	H18. 4. 12	養命	=	ようめい	K14	L20	
104	Y20	審 2004 拒 12291	H18. 4. 27	MIEN /ミアン	=	味庵		N20	
105	Y09	審 2004 拒 11388	H18. 8. 25	RYO /りょう	=	涼	K14	L20	
106	Y10	審 2005 拒 1060	H18. 9. 25	UCAN	≡	図・遊館	A39	P14	
107	Y29	審 2004 拒 13860	H18. 9. 27	湧	=	悠/ゆう			
108	Y29 +	審 2004 拒 23384	H18. 9. 27	図・龍鳳	=	龍邦		N20	
109	Y42	審 2005 拒 12216	H18. 9. 29	LifeMail 図	≡	LiveMail	E22	J10	
110	Y05	審 2006 無 89003 差戻	H18. 10. 23	海	=	快& KAI (ロゴ)	P14	J10	
111	Y29	審 2005 拒 20147	H18. 10. 25	兼由	=	良(暖簾記号カネ)	P14	M11	
112	Y29	審 2005 拒 20145	H18. 10. 25	カネヨシ	=	良(暖簾記号カネ)	P14	M11	
113	Y29	審 2005 拒 20146	H18. 10. 25	KANEYOSHI	=	良(暖簾記号カネ)	P14	M11	
114	Y41	審 2006 拒 14654	H18. 11. 29	日本動物専門学校	≡	日本動物専門学院 【外観】	Q10		
115	Y06	審 2005 拒 16646	H18. 12. 1	ROYCE'	=	Lois + 図	K14	L20	
116	Y11	審 2006 拒 16645	H18. 12. 1	ROYCE'	=	Lois + 図	K14	L20	
117	Y12	審 2006 拒 1745	H18. 12. 1	ROYCE'	=	Poy's + 図	K14	L20	
118	Y20 +	審 2004 拒 21004	H18. 12. 1	t. A. T. u	=	タトゥー	K14	L20	
119	Y25	審 2005 拒 9620	H18. 12. 5	BALMAIN	=	Valman	G15	P14	F25
120	Y30	審 2005 拒 21743	H18. 12. 20	夢二	=	夢路	G15	C20	M11
121	Y43	審 2005 拒 20347	H18. 12. 26	火楽 / Karaku	=	花洛		R16	J10
122	Y25	審 2005 拒 24042	H19. 1. 24	図 + Orioles	≡	図 + Oriole		N20	
123	Y09 +	審 2005 拒 19555	H19. 3. 9	図 + TOSOH	=	図 + TOSO / トソー		R16	
124	Y09	審 2006 拒 615	H19. 3. 28	NORMA	≡	NORMAN	C20	L20	

		11号審判番号	審決日	商標(出願)		商標(引用)	10上・関与審判官		
125	Y09	審2005拒23549	H19.3.30	匠	=	TAKMI	C20	L20	
126	Y41+	審2005拒7777	H19.5.15	慶応	=	KEIO 【特例協議欠落】	F25		
127	Y25	審2006拒8267	H19.5.18	Jays	=	J's	S16		
128	Y07+	審2006拒16870	H19.5.21	改	=	kai	C20	R16	T19
129	Y09+	審2006拒9291	H19.5.23	simpei	=	Simpey	D17	T19	
130	Y09	審2006異90571	H19.6.5	AJIDAS	≠	adidas	C20	R16	T19
131	Y03+	審2006拒22218	H19.6.5	LINKS	=	リンクス	Q10	S16	N20
132	Y29+	審2006拒7919	H19.6.14	韓参印	=	肝じん茶		D17	
133	Y43	審2006拒5402	H19.6.18	夢祥	=	霧生	C20	R16	T19
134	Y12+	審2006拒16059	H19.6.19	IRIS(ロゴ)	=	AIRIS	S16	N20	
135	Y35+	審2006拒540	H19.6.25	DSP/ DERI SYS...	=	DSP/ DOUBLE SHO...	S16	N20	
136	Y43	審2006拒12023	H19.6.28	東京ヤミツキ酒場	=	焼味尽/やみつき			
137	Y09	審2006拒12724	H19.7.4	MAGIC/SING	≠	MagicSync	C20		
138	Y41	審2005拒18994	H19.7.5	PGA/TOUR	=	PGA TOUR	S16	N20	K14
139	Y33	審2005異90602	H19.7.18	MOON/ムーン	=	月【観念】	Q10	S16	N20
140	Y03+	審2005拒23042	H19.7.20	Andyou/ アンジュ	=	あんじゅ/安寿	Q10	S16	N20
141	Y41	審2006拒18825	H19.9.5	Toho Gakuen College	=	東放学園	C20	T19	R16
142	Y41	審2006拒18823	H19.9.5	桐朋学園大学院 大学	=	東放学園	C20	R16	T19
143	Y41	審2006拒18816	H19.9.5	桐朋学園小学校	=	東放学園	C20	R16	T19
144	Y41	審2006拒18819	H19.9.5	TOHO GAKUEN SCHOOL	=	東放学園	C20	R16	T19
145	Y41	審2006拒18813	H19.9.5	桐朋学園大学	=	東放学園	C20	R16	T19
146	Y41	審2006拒18826	H19.9.5	桐朋学園芸術 短期大学	=	東放学園	C20	R16	T19
147	Y41	審2006拒18820	H19.9.5	桐朋学園大学院 大学	=	東放学園	C20	R16	T19
148	Y43	審2006拒27352	H19.9.6	グランド・マザー	=	GRANDMAMA 【観念】	F25		
149	Y03	審2006拒24212	H19.9.10	花蘭/キャラン	≠	Kraan/カラン	F25		
150	Y33	審2006拒25618	H19.9.14	Elvis	=	ELLVISU	Q10	S16	N20
151	Y29	審2007拒5813	H19.9.19	皇寿ドリンク	=	紅寿	F25		
152	Y29	審2007拒5814	H19.9.19	皇寿	=	紅寿	F25		
153	Y36	審2006拒27934	H19.10.10	巧/たくみ	=	匠	D17	T19	
154	Y09	審2006拒24084	H19.10.16	FGUARD	≠	エフカード	C20		
155	Y30	審2006拒21586	H19.10.22	KUROMI	=	黒味	F25		M11
156	Y44	審2006拒27450	H19.10.24	山形石の湯岩盤浴	=	石の癒	F25		
157	Y44	審2006拒26826	H19.10.24	山形石の湯	=	石の癒	F25		
158	Y09+	審2006拒10967	H19.11.1	C/FC	=	C・F・C	Q10	N20	
159	Y33	審2005拒13183	H19.11.7	蔵/くら	=	蔵/KURA	C20	R16	T19
160	Y29	審2007拒5073	H19.11.21	やまみ	=	美(ヤマ暖簾記号)			
161	Y03+	審2006拒15807	H19.11.28	eu/ca ユーカ	=	遊香	U10		M11
162	Y16	審2007拒3592	H19.12.10	安穩	≠	アンノーン	U10		
163	Y31	審2005拒18288	H19.12.13	図・大栄西瓜	=	Daiei	U10		M11
164	Y31	審2005拒18283	H19.12.13	図・大栄西瓜	=	Daiei	U10		M11

		11号審判番号	審決日	商標(出願)		商標(引用)	10上・関与審判官		
165	Y31	審 2005 拒 18285	H19. 12. 13	図・大栄	=	Daiei	U10		M11
166	Y31	審 2005 拒 18292	H19. 12. 13	図・大栄西瓜	=	Daiei	U10		M11
167	Y25	審 2005 拒 24038	H19. 12. 13	KC / Royals	=	Royal	S16	N20	K14
168	Y09	審 2006 拒 28379	H19. 12. 13	Sensei	=	先生 / TEACHER	P14	D17	L20
169	Y35	審 2006 拒 23787	H19. 12. 17	Right-on	=	e「Lite ON」	R16		
170	Y25	審 2007 異 900332	H20. 1. 11	Buffaloes	≒	Buffalo Boots	P14	D17	L20
171	Y43	審 2007 拒 3655	H20. 1. 16	黒毛和牛 一／いち	=	いち／一	P14	L20	
172	Y29	審 2006 拒 1461	H20. 1. 16	Mister Corn	≒	Mr. KON	F25		
173	Y33	審 2006 拒 23841	H20. 1. 24	SOU / 創	=	爽&荘			
174	Y07 +	審 2006 拒 28852	H20. 1. 29	LAB921	=	LOVE / ラブ	C20		
175	Y16	審 2007 拒 16506	H20. 1. 30	eyden	=	A◎DEN	S16		
176	Y30	審 2007 拒 5163	H20. 2. 5	お守里	=	お守	F25	U10	N20
177	Y43	審 2006 拒 22562	H20. 2. 6	黒ベエ / KUROBE JAPON	=	黒兵衛	U10		
178	Y29	審 2007 拒 28511	H20. 2. 18	KONAMI	=	こなみ / 粉葉実	P14	D17	L20
179	Y29	審 2007 拒 28512	H20. 2. 18	KONAMI	=	こなみ / 粉葉実	P14	D17	L20
180	Y21	審 2007 拒 20972	H20. 2. 21	sm@rt	=	smart	Q10	S16	
181	Y30	審 2005 異 90658	H20. 2. 21	大阪プチバナナ	≒	大阪ばな奈	P14	L20	
182	Y29 +	審 2007 拒 24400	H20. 2. 27	(繰返し模様) ikari	=	イカリ / 錨	Q10	S16	
183	Y03 +	審 2007 拒 4896	H20. 2. 27	図 WiN	=	win ★【称呼観念】	Q10	S16	
184	Y03	審 2007 異 900343	H20. 2. 28	卵肌 / tamagohada	=	たまごはだ / 玉粉肌	P14	D17	L20
185	Y29	審 2007 拒 21412	H20. 2. 29	Zen / NUTRITION	=	禅	Q10	S16	
186	Y03	審 2007 拒 10106	H20. 3. 4	深皮	=	cinppi / 神秘	C20	R16	T19
187	Y03	審 2006 拒 28892	H20. 3. 5	や和らか / YAWARAKA	=	やわら香	F25	U10	N20
188	Y03 +	審 2006 拒 65142	H20. 3. 13	Derhy	=	DELLY	F25		
189	Y44	審 2007 拒 29203	H20. 3. 27	楽楽堂	=	楽絡道	P14	L20	
190	Y43	審 2007 拒 22977	H20. 4. 17	(二重丸中) 幸	≒	マルコ	F25	T19	
191	Y43	審 2007 拒 22976	H20. 4. 17	(丸中) 幸	≒	マルコ	F25	T19	
192	Y25	審 2007 拒 900420	H20. 4. 24	NBX	≒	npx	R16		
193	Y09 +	審 2007 拒 27679	H20. 5. 13	ACCESS	=	AXESS	U10		
194	Y43	審 2007 拒 24309	H20. 5. 16	八蝶	=	八兆	F25	T19	
195	Y41	審 2007 拒 11136	H20. 5. 22	(アメリカ) PGA	=	PGA (日本)	F25		T19
196	Y29	審 2007 拒 3654	H20. 5. 27	やまじゅう	=	(暖簾記号) 山 / 十	S16	N20	
197	Y09	審 2007 拒 28007	H20. 5. 29	TRYTEX	≒	Tritech			
198	X14 +	審 2008 拒 5884	H20. 6. 6	まもりん	=	マモリン	S16	N20	
199	Y30	審 2007 拒 34941	H20. 6. 24	こなみ / 小波	=	KONAMI			
200	Y03	審 2007 拒 15075	H20. 7. 2	深花	=	SINKA			
201	Y06 +	審 2007 拒 10775	H20. 8. 18	かくれんぼ	=	かくれん棒			
202	X43	審 2008 拒 8427	H20. 8. 30	煌蘭	=	好蘭	F25		T19
203	X45	審 2008 拒 7922	H20. 9. 3	家族想	=	かぞくそう / 花族葬			